第三項、第七条第二項	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の四	第九条の四（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第三項	第八条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の三第三項	第九条の三第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の五第二項、第四項、第五項	第九条の五第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十条	第十条（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

2　船員の養育する子について、当該船員の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条	
第五条第二項	第五条第二項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第一項	第五条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
この号	この号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条第一項	第九条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の五第一項	第九条の五第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項	法第五条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前号	前号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四号	第四号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）